

日程第 8．議案第 11 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第 8．議案第 11 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 11 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、別紙のとおり提出する。提案理由としまして、行政不服審査法尾の規定に基づき、関係条例について所要の整備を行う必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 11 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。まず、これにつきましては、概要説明であります 1 つの法律で複数の条例に影響が出ております。それをこの 1 つの条例で条立てて改正するという今度の手法を採っております。大きくはこの法律ができたことによって条ずれとか文言の修正が出てきております。そういったことの修正ですね。まず第 1 条が、南風原町行政手続き条例の一部を改正する条例。これは審査請求に一本化されておりますので、こういった文言の整理となっております。2 条 南風原町税条例の一部を改正する条例ですが、それについても文言の修正、整理です。3 条は、先ほども少し触れましたが、13 条関係は新たな条が追加されたことによる引用条例の整理。それから 17 条の関係は、行政不服審査法による審査手続きの除外規定です。審査請求について、情報公開については情報公開の審査会がやりますよということです。それについては 4 条で、個人情報保護条例の一部を改正する条例として、これについても適用除外です。個人情報保護関係上、審査請求についてその審査会がやるということです。それから第 5 条は、固定評価審査委員会です。これについても適用除外規定です。固定資産税に係る評価額についてはこの委員会の事項ですということで、固定資産評価審査委員会の改正でもう 1 つ大きなものは、手数料の件が追加されました。先ほどの条例と同じ額です。減免の規定もございます。では、3 条と 4 条、南風原町情報公開条例と個人情報保護条例の手数料には手数料がないかと言いますと規則に委任されております。その規則のなかで手数料については同額で改正をしております。ということで、固定資産評価委員会の手数料関係の追加、情報公開条例、それから個人情報保護条例についても適用の除外ですね。審査課についてはその審査会がやるということと、行政手続き条例の改正と南風原町税条例の改正については、それぞれ文言の修正ということとあります。以上が、議案第 11 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する

平成 28 年第 1 回定例会 3 月 2 日

る条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 11 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、総務民生常任委員会に付託します。暫時休憩します。